

平成 23 年第 3 回定例会（平成 23 年 6 月議会）産業建設常任委員会（平成 23 年 6 月 15 日）

産 業 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

一、日 時 平成二十三年六月十五日 午前十時開会

二、会 場 市役所 第五委員会室

三、出席者 委員長 高 橋 剛 議員 副委員長 片 野 広 隆 議員
委 員 今 野 英 子 議員 委 員 吉 野 郁 恵 議員
委 員 関 口 勇 議員 委 員 倉 嶋 美 恵 子 議員
委 員 石 川 智 明 議員 委 員 小 野 澤 康 弘 議員
委 員 清 水 京 子 議員

○市議会議長

○議会事務局職員

○説明のための出席者

宍戸副市長、上下水道事業管理者、関係理事者

四、案 件 議案第三六号、議案第三七号、議案第三八号、議案第三九号、議案第四〇号の所管部分、所
管事項の報

告について

五、閉 会 午後四時二十二分

○議案審査に先立ち、互選により委員長、副委員長を選出した。

○議 題

委員長の互選について

(休 憩)

(再 開)

指名推選の方法により、委員長を互選した。

○議 題

副委員長の互選について

指名推選の方法により、副委員長を互選した。

(休 憩)

(再 開)

(傍聴希望者一人の傍聴を許可した)

(休 憩)

(傍聴人一人出席)

(再 開)

○議 題

議案第三六号 川越市道路線の認定について

議案第三七号 川越市道路線の廃止について

二件一括議題

○提案理由の説明（建設管理課長）

○質 疑

石川委員 市道五五六五号線についてただいま御説明をいただいたんですが、若干聞きづらかったところも含めて、もう少し詳細の御説明をお願いいたします。

建設管理課長 市道五五六五号線につきましては、現在、都市計画道路寺尾大仙波線の整備が進んでいる中で扇河岸地区の市道五二六六号線から新河岸駅周辺へのアクセス道路として寺尾大仙波線のほうは事業が進められてございます。当事業用地にかかわる関係地権者さんから近隣移転の要望が大変強くございまして、事業代替用地を確保する努力を図っているところでございます。その代替地に新設道路として今回市道五五六五号線の認定をしていきたいということでございます。

石川委員 初めての委員会なので何点かお聞きしたいと思うんですが、今回出されているこの五五六五号線になる土地というのは、現在市の土地なのかどうかお聞きいたします。

建設管理課長 現在市の土地になってございます。

石川委員 この土地というのは、この地図を見た感じだともともと市の土地というよりも何らかの方法で市の土地になったんだと思うんですが、その経緯についてお聞きいたします。

道路建設課長 この寺尾大仙波線の道路用地である位置指定道路というものは、寺尾大仙波線の代替地として今回土地開発公社で購入していただいて整備をするようになったところでございます。

石川委員 そうしますと、土地開発公社が持っていたものを市が購入したということによろしいんですか。

道路建設課長 今年度購入する予定地ということでございます。

石川委員 先ほどの答弁では市の土地だという御答弁だったと思うんですが、どちらが正しいんですか。

道路建設課長 土地開発公社の土地でございます。

石川委員 まず、発言の訂正をお願いします。

建設管理課長 先ほど市の土地であるという発言につきましては、謹んで訂正させていただきます。

石川委員 土地開発公社は確かに市の外郭団体ではあるんですが、市が持っていない土地を道路認定をかけるというのは前例があるんですか。

建設管理課長 基本的に認定をするということになりますと川越市道という扱いになってまいります。道路として供用する区域につきましては少なくとも川越市の権限が必要と考えます。川越市の土地でない部分に道路認定

がかけられるかという御質疑ですが、公共上といいますか、公益上でその道路の位置づけが一般交通の用に供する上で必要であると判断されるものにつきましては、第三者の権利者の方の承諾等もちろん必要になると思いますが、権限等がない状況におきましても道路認定につきましては可能であると考えられます。

石川委員 考えられるでは我々として判断できないので、できるのかできないのか、過去に前例があるのかないのかお聞かせ願います。

建設管理課長 ただいまの御質疑につきましては、調べさせていただくお時間をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(休憩)

(再開)

○会議に諮り審査を一時保留とした。

(再開)

○審査を一時保留としてあった議案第三六号及び議案第三七号を議題とした。

○議題

議案第三六号 川越市道路線の認定について

議案第三七号 川越市道路線の廃止について

二件一括議題

○質疑

建設管理課長 先ほど石川委員の御質疑に対して明確な御答弁ができませんでした。申しわけありませんでした。

質疑は二項目で、私有地になっただままで市道認定が可能であるかという点と今までそのような事例があるのかという点でございます。

まず、一点目の市道認定が可能かという点につきましては、その土地の所有者等々の同意というものはもちろん必要でございますが、市有地、市以外の所有地であっても道路認定は可能と考えます。今までそのような事例はあるのかということでございますが、例えば、ゆずりあい道路等々権利者からの御協力を得て用地をお借りして道路を埋めている部分も市内に多数ございます。その部分については道路認定をかけておりますので、それが事例に当たるかと思えます。道路認定をすることによりまして川越市に発生するのが道路の管理ということになってまいりますので、認定されるというのが必要と考えております。

石川委員 前例ということで、ゆずりあい道路化されているということでありましたが、ゆずりあい道路を例に出して周知、意見を受けるということでありましたが、例えば公衆用道路、地目というんですか、公衆用道路というふうに認定がされていて、なおかつ地権者の皆さんがここを市道にして結構ですよという意思を表明すれば市道にしてもらえるんですか。

建設管理課長 市道認定につきましては、川越市は市道認定の基準というのがございまして、それに照らしてという話になるかと考えます。

石川委員 先ほどの私有地を市道にできるかということに対する御答弁が、所有者の同意が必要だけれども、それがあればできるんだという御答弁であったので、私はその公衆用道路であるというのを地権者の皆さんが市道にさせていただいて結構ですよという同意がとればできるんですかというふうにお聞きをしたので、それで基準に照らし合わせてということになりますと、その私有地がオーケーかどうかというのは、その基準に沿っているか沿っていないかということによって判断をするということによろしいんですか。

建設管理課長 そのとおりでございます。

石川委員 私有地がオーケーかどうかという基準については、大変恐縮ですが私のほうで知識がないので、私有地であっても市道にできる基準というものについて御提示をいただきたいと思います。資料請求をお諮り願いたいと思います。

(休 憩)

(再 開)

(資料要求)

(休 憩)

(資料配布)

(再 開)

建設部長 午前中の御審議をいただきまして、資料請求ということで私有地に対する認定について決定する資料ということで請求の御要望があったわけですが、大変申しわけございませんが、お手元に配布させていただきました参考資料ということになります、道路法第四条によります道路を構成する私権の制限ということでお出しさせていただきました。答弁に不手際もいろいろございまして大変御迷惑をかけているわけですが、以下何点か私のほうからお答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、一点目といたしましては、ゆずりあいの道路認定ということで先ほど担当課長より認定してあるというような答弁をさせていただいたわけですが、ゆずりあい道路につきましてはあくまでも地域の交通の利便性ということで安全を図るという意味で、地域の皆様の御協力をいただきまして道路整備をしておりますので、これについては認定はしてございません。改めておわび申し上げます。

続きまして、私有地に道路認定した場所等の箇所につきましては、市内の中にそういった場所についてはないということではございませんで、数カ所のそういった場所があるということで、特に本川越の駅前につきましては、西武鉄道と川越市との協定によりまして私有地を認定していると、そういった事実でございます。

また、この市道五五六五号線の川越市の土地開発公社からの代替地、これは建設部のほうで寺尾大仙波線の建設事業に対しまして代替地の依頼を申し出たわけですが、これにつきましては、おかげさまで事業のほうも進んでおりまして、代替地提供者ら代替地の要求した地権者が絡む地域の近くに代替を求めたということで代替提供いただきまして管財課のほうにお願いをいたしまして、これから造成工事を行いまして宅地の区分をいたしまして、移転のスケジュールに合わせました建築計画もこれから立てていかなくちやならないわけですが、これにつきましては今年度予算化もしておりまして、三月いっぱいその土地のほうの引き渡しも終わるといようなめども立っておりまして、それらのスケジュールに合わせまして今回の認定という上程に至ったわけですが、その辺も十分御理解いただきますようお願い申し上げます、私からの答弁といたします。よろしく願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

石川委員 先ほど土地開発公社のほうに建設部のほうからということでお話があったんですが、もともと市がこの土地を土地開発公社に購入を依頼した目的、理由というのは、申しわけないですがもう一度教えていただけますか。

建設部長 寺尾大仙波線につきましたの権利者の代替地要求につきましたは、建設部といたしましても大変苦慮しているところがございます。そういった中で、今回の代替地を希望する、提供するという方がありまして、市のほうからもちょうど建設、都市計画道路に隣接している箇所でございます、相手の代替地の要求に対する目的もある程度確保できるのではないかとということで、土地開発公社にお願いした経緯でございます。

石川委員 市が土地開発公社にこの土地を買うときの目的及び理由を教えてください。

建設部長 目的につきましては、あくまでも都市計画道路の整備に対する代替地でございます。ということでお願いをいたしました。

石川委員 道路建設用地ではなくて代替地ということでよろしいのでしょうか。

建設部長 道路建設用の代替地でございます。

石川委員 道路建設用の代替地ということは、道路建設以外の目的にも、要するにそこに道路ができるという意味ではなくて、別のところに道路ができるので、その地権者さんたちのための移転先の代替地として使えるというのが当初の購入目的ということでよろしいのでしょうか。

建設部長 建設部といたしましては、そこにすべての面積ということじゃありませんでして、道路に係る代替地の方々の三件の地主さんがございまして、その三件の代替地面積相当分をお願いしたという経過でございます。

石川委員 そうすると当初の購入の目的どおりの内容ということで、今回議案として提案されたということでよろしいでしょうか。

建設部長 そのとおりでございます。

石川委員 現在はまだ土地開発公社がこの土地の所有者ということでありますが、別法人ですので当然土地開発公社にも何らかの決定、理事会ですか、なろうかと思いますが、そういったところでの確認は既にされているということで理解してよろしいでしょうか。

建設部長 今後、この代替地につきましたは造成等の工事が進むわけでございますが、これにつきましたは予算化につきましたは管財課のほうで、執行については建設部のほうで行うということで施行承諾等については、承諾をいただきましてこのような手続に進んでいる状況でございます。

石川委員 今回議案として上げられた面積を市に売却し道路にするわけですが、そのような用途の使用目的で市に売却をするということが理事会としても確認されているということで理解してよろしいですか。

建設部長 土地開発公社のその承諾等については、今承認をいただいたということはちょっとお聞きに及んでいない状況でございます。

石川委員 土地開発公社から購入をするおつものようですが、相手方としては理事会で決定はどうもされていないようだということで、道路認定はしました、結果的には土地開発公社は売りませんということになる可能性があるというふうに理解してよろしいですか。

建設部長 建設部といたしましては、この代替地につきましては管財課の予算化によりまして造成を行いまして、管財課において買い戻しいたしましてこの寺尾大仙波線の代替地事業者と契約をしていただくと、そういうような流れでなっております。そういった中で、建設部といたしましては、直接建設部でその代替希望者と契約するわけではございませんので、その辺につきましては十分協議調整を行いまして、今後年度内の契約に向けて建設部はスケジュール的には考えておりますので、今後はその辺も十分密に調整をいたしまして、建設部といたしましては進めていきたいと考えております。

石川委員 土地開発公社として道路にすることを理事会で決定しないものを、市は道路認定に今回かけたというふうに私は理解をまずいたしました。

引き続きなんですが、今回この道路認定で幅員が示されております。四・二メートルから七・二メートルということですが、この幅員というのはどのようにして示されているのかお聞かせ願えますか。

建設管理課長 幅員につきましては四・二メートルから七・二メートルということで表記させていただいております。四・二メートルにつきましては、道路認定を今回上程させていただいております案件の一番最初の幅員メートルをとっております。この案件につきましては県道今福・木ノ目線に接続する道路になってございまして、県道に接道する部分におきまして隅切りをとっておりますので、この部分の幅員が七・二メートルになっているということでございます。

石川委員 これは測量に基づいた数値ということで理解してよろしいですか。

建設管理課長 現地の測量に基づいて出た数値でございます。

石川委員 すみません、よく聞こえないのもう一度お願いします。

建設管理課長 測量に応じました数値でございます。

石川委員 図面はありますか。

建設管理課長 図面はございます。

石川委員 測量を行った場合に、現地確認を市の職員が行かれて確認をしていると思いますが、それは行われていきますか。

建設管理課長 今回議案として上程させていただく前に、案件につきましてすべての案件は現地を確認しております。現況、この案件につきましても杭のほう、現状はまだ盛り土がされておりますので、すべての杭は確認はできておりませんが杭などの確認をしてございます。

石川委員 確認ができていないところがあって測量図面ができるんですか。

道路建設課長 道路にする前、測量してから道路の盛り土を、敷地内の盛り土をしていますので、測量を先に行っております。

石川委員 その測量をされた日時を教えてください。時までいらないですね、日にちで結構です。

道路建設課長 平成二十二年の、月までははっきりは覚えておりません。

石川委員 日にちがわからない測量図面なんてあり得るんですか。

道路建設課長 測量図面には記載してあります。その図面をもって法務局のほうにも分筆図を出して訂正させていただきます。

石川委員 二十二年ということは、まだ比較的新しいと思いますが、測量された場合には石杭もしくは最近はステンレスの杭が打たれて測量結果がそこに示されていると思いますが、それは確認しましたか。

道路建設課長 それは確認しております。それで法務局のほうも現地を確認しております。

石川委員 県道に接続する部分にもその杭はありますか。

道路建設課長 県道部分には隅切りを二メートルとらせていただきましたので、石杭は入っております。

石川委員 時間とっていただいて恐縮なんですけど、その測量図面の日付を確認願います。あと、あわせて法務局に手続に行ったのであれば、法務局で受け付けた日付についてもお願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

道路建設課長 まず、測量年月日なんですけど、これ個人の土地所有者が測量業者に委託して行ったもので、測量年月日というのはわかりません。分筆に関しては二十二年三月九日に分筆いたしました。

石川委員 法務局の分筆の日付をもう一度お願いします。

道路建設課長 二十二年三月九日です。

(休 憩)

(再 開)

石川委員 調べていただいたことについては理解をいたしました。

次に、今回この申請が突き当たり道路ということでもあります。先ほど基準を参考資料ということでいただいて、この基準に合致しているということで今回上程されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

建設管理課長 午前中の石川委員の御質問につきまして、私有地に道路認定がかけられるかという御質疑があったわけでございます。それに対しまして発言の訂正をさせていただきましたが、認定はできるとお答えしております。それで、川越市道としまして、市道の認定基準というものを昭和五十八年四月一日から施行しまして、二十一年に改定をさせていただいておりますが、この中で第二条の十項におきまして、原則私有地には道路認定をしないという項目がございます。ただし、三条におきまして再認定がある、または公共的もしくは公益的見地から認定することが妥当であると認められた場合においては認定することができるという扱いにさせていただいております。今回の案件につきましては、本来、現状私有地という形なので認定は難しいかと思いますが、三条の規定を使わせていただきまして認定をさせていただきたいということでございます。

石川委員 先ほどいただいた資料で、第二条の部分で当然十項のところは実際に私有地であることですが、それ以外にも今回突き当たり道路ということで一番の道路が一般交通の用に供する状態であることにも疑問が残ることと、あと三番、道路は原則として公道から他の公道に接続していること、それから六番についてなんですが、先ほど盛り土がしてあるということでお話がありましたが、六番について問題はないのか教えていただけますか。

建設管理課長 先ほど御答弁いたしました盛り土につきましては、道路の計画区域につきまして泥を盛りまして先行圧密という形で、後で路盤が沈下等しないようなために先行して盛り土をして圧密をかけているという状況でございます。それで道路の造成につきましては県道とフラットな状況で整備されることとなります。

石川委員 ここでは勾配が五%以下という表示なので、県道と直接つながった先も五%以下が保てるということで理解してよろしいですか。

建設管理課長 そのように理解していただいて結構だと思います。

石川委員 何をもとに。

建設部長 この認定基準に記載されております道路の縦断勾配五%ということですが、これにつきましては、当然新たに道路を規定して造成して築造するわけですが、そういった中で、完成された道路の縦断勾配が五%以下を下らないようにということの基準でございます。現状の地形が何パーセントあるかということではないと考えております。

石川委員 できてみないと、道路として完成してみないとわからないというふうに受けとめてよろしいですか。

建設部長 道路を入れるためには道路計画も当然立てまして、県道の既存の道路、また周辺の宅地等も勘案した中で道路設計するわけですが、その中で縦断勾配も決めさせていただいております。

石川委員 加味して設計はされるのかもしれないですが、約一・五メートルの盛り土が今してあって、その部分

が仮に宅地にするときに五十センチ低くなったとしても、その高さまで宅地があれば道路、片方県道で押さえられていて、もう片方が家に入っていくための勾配が必要になってくるのかこないのか、いろいろな憶測ができるかと思うんですが、非常に不安な項目だと思います。

今申し上げましたとおり、一、三、六、九番ひっかかっていますね。道路敷地の境界は石杭が埋設されていることにより境界が明確にされて今はいないという理解でよろしいですか。

建設管理課長 現状の境界杭につきましては、いろいろ民間のほうからでもございましたが、大きな区画での境界石は確認があるかと思いますが、道路部分につきましては、計算点等で分筆をされておりますので、計算点での確認をさせていただいたという形になります。

石川委員 あわせて今道路になっていないということですから、五番についても適合しない。四番については未確定というふうに私は理解をいたしました。私からは以上です。

(休憩)

(再開)

○議長より報告

議長 議長より申し上げます。

ただいま委員会の休憩中に市長より、大野副市長並びに宍戸副市長を通じまして議案第三十六号、川越市道路線の認定について及び議案第三十七号、川越市道路線の廃止についての二件の議案について撤回したい旨の申し出がありましたので御報告申し上げます。

議案の撤回請求書（写）配布

(出席要求)

(休憩)

(宍戸副市長出席)

(再開)

宍戸副市長 委員長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

六月定例会に御審議をお願いしました議案の撤回についてお願いを申し上げます。今議会に御審議をお願いしております議案第三十六号、川越市道路線の認定について、認定路線の一部について不備な部分がありました。また、この議案に関連する議案として三十七号議案がございます。つきましては、この両議案についてただいま議長様に**撤回**のお願いをしたところでございます。つきましてはよろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。今後このようなことがないようにしっかりと精査、注意をいたしますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。改めましておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

○全員異議なく議案の撤回を承認した。

(休憩)

(以下略)